



## 医学情報の現況と独自性

星ヶ丘厚生年金病院図書室 首藤 佳子

### I. はじめに

情報の爆発という言葉が使われてから久しいが、ここ数年、メディアの多様化によってその傾向はより一層顕著である。医学分野においては、それに加えてテクノロジーの発達による進歩や専門分化がめざましく、また医療環境の変化によって、医療を支える学問領域も広がってきた。そこで、本稿では、医学情報の特質と現況を述べるとともに「著作権」との関連において病院図書館に対する理解と支援を求めたい。

### II. 医学情報量の推移

図1は、医学の代表的な検索ツールであるMEDLINE、医学中央雑誌の収録文献数である。MEDLINEは、USAとその他70カ国の医学雑誌記事の索引で、1999年は年間約45万件の記事を収録、現在データベースには約1100万件の文献が集積されている。一方、医学中央雑誌は国内で発行される医学・歯学・薬学、およびその関連領域の定期刊行物の記事を収載し、現在2357誌より記事を索引、1年間の収録件数は1999年では約27万件、累積件数約340万件である。医学分野の文献は、依然として増加傾向が続いており、総数としては膨大である。

### 医学情報量とその推移

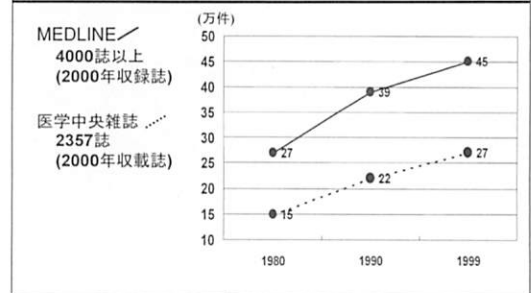


図1. 医学情報量とその推移

### III. 医学情報の流通

では、こうした医学情報はどのように流通しているのか、特徴的ないくつかの項目を以下に挙げる。

#### 1. 索引・抄録誌、目次速報誌の発達

- Index Medicus (MEDLINE) 1879年～
- 医学中央雑誌 1903年～
- Current Contents 1958年～

#### 2. ドキュメント・デリバリーの充実

- ILL (Inter-Library Lending)
  - 日本医学図書館協会 1927年～
  - 各種病院図書館団体 1974年～
  - NACSIS-CAT/ILL (国立情報学研究所) 1986年～
  - VML (医療研修推進財団) 1997年～
- 各種ドキュメント・サブライシステム

医学分野では古くから索引・抄録誌、目次速報誌が発行され文献検索の便宜が図られてき

た。先にも述べたIndex Medicusや医学中央雑誌は、プリント体からオンラインデータベース、CD-ROM、Webと多くのメディアに加工され、現在でも医学文献の代表的な検索ツールとなっている。また、目次速報誌としては、代表的なものにCurrent Contentsがある。学術研究においていち早く必要な情報を収集するために活用されているツールである。このように、医学分野においては研究や診療に活用できるよう、網羅性、効率性、速報性に富むこうした検索ツールが作られて情報の流通に大きな役割を果たしてきた。

もう一つは文献の原報入手システムがよく発達してきたことである。検索でリストアップされる文献は、個人や1つの図書館で全てを収集することは不可能である。そのためにさまざまな原報入手手段が考えられてきた。昨今では雑誌の高騰による図書館の購読誌削減が日常化しており、原報の入手システムはますます重要になってきている。

その一つがILL (Inter-Library Lending・図書館相互貸借) である。日本では1927年日本医学図書館協会、また約50年後にはこの近畿病院図書室協議会が設立され、その後病院や医療関連機関の図書館団体が続々と結成された。これらの団体は種々の活動を行っているが、文献相互貸借はその中でも大きな柱となる活動で、これを通して医学情報の流通が図られている。

1986年には文部省学術情報センターが設立され(2000年改組)、国公私立大学、共同研究機関等の図書館が参加し、蔵書を公開して情報の共有と利用、流通を図ろうとしている。このNACSISには現在約50の病院がデータを提供しており、1997年に稼働を始めた医療研修推進財団のVML (Virtual Medical Library) にも、現在約40病院が参加して文献の相互利用を行っている。

これら文献は現在では主として複写により貸借が行われている。乾式コピー機が普及し始めたのは約30年ほど前からであるが、その簡便さ

によって文献相互利用の規模は拡大し、今では医学図書館界で相互貸借といえば複写による貸借を指すといっても過言ではない。

また、各種ドキュメントサプライのシステムも発達してきた。医学中央雑誌刊行会、JST (日本科学技術振興財団、1957年～)、IMIC (国際医学情報センター、1972年～) 等が文献複写サービスを提供し、ドキュメント・サプライヤーの活動も盛んである。1993年に製薬会社の文献サービスが公正取引委員会の勧告によって自粛された結果、病院ではILLに加えてこれら各種情報機関の利用、民間業者への業務委託などが根付いてきているようである。

こうしたことを振り返ってみると、医学情報の分野においては、研究や診療を行う際、情報の網羅性や速報性が重視され、原報の入手が強く求められてきたこと、複写が医学情報の流通に果たしてきた役割は多大であることがわかる。

### Ⅲ. 医学医療環境の変化

ところで、医学医療環境は昨今大きな変化の時代を迎えている。以下、医学の最近の動向、医療環境の変化、情報環境の変化が医学情報や病院図書館に与えた影響について述べる。

#### 1. 医学をめぐる最近の動向と医学情報

- (1) EBM (Evidence-Based Medicine) の推進
- (2) コクラン共同計画の活動

Evidence-Based Medicineは臨床の場で、医師や医療関係者の経験や慣習、カンなどによる診療をできるだけ排除して、臨床的科学的根拠を用いて診療を行うことを指す。EBMの実践には、文献の検索と正しい活用が質の高い情報収集という点で欠かせない基本になる。もともと医学研究や診療に文献の果たす役割は大きいですが、EBMの推進によって文献利用により具体的に精密な意味が与えられるようになったと言える。

EBMを実践するための有力な情報源の一つがコクラン共同計画の発行しているコクラン・

ライブラリーである。これは、治療や予防に関する評価プロジェクトで、論文、レビューなどから質の高い文献を選び、これを利用することで、さまざまな疑問点に関するエビデンスの有無を知ることができる。既にいくつかの病院図書館でもCD-ROM、Webによるコクラン・ライブラリーの利用が始められており、次第に普及するものと思われる。

このように医療の実践において、文献検索はより重要になり、文献の質がより厳密に問われるようになってきた。

## 2. 医療環境の変化と医学情報

### (1) 新しい概念の導入

－クリティカル・パス、リスク・マネジメント、DRG/PPS、病診連携・病病連携など。

### (2) インフォームド・コンセント

### (3) 医の倫理

－移植医療、生殖医療、遺伝子診断と治療など。

### (4) 医学および関連分野の教育制度の充実と専門・認定制の普及・定着

一方、医療現場には、このところクリティカル・パス、リスク・マネジメント、DRG/PPS、地域医療の推進など次々と新しい概念が導入されている。また、患者さんの自己決定権を保障し、医療者と患者さんが情報を共有しつつ合意に基づいた医療を行うためのインフォームド・コンセントが徐々に定着してきた。さらには移植医療、生殖医療、遺伝子診療、エイズ診療など医学や技術の進歩に伴い、改めて「医の倫理」が問われるようになった。医療の実践にあたっては、純粋に医学的な文献のみならず、哲学や法律学、医療経済学など幅広い知識が要求されるようになってきたのである。さらに、健康や医療、情報開示についての一般の人の意識の高まり、医師や看護婦、コ・メディカルスタッフの専門・認定制の推進など、今医療スタッフや医療機関は新たな多くの課題に直面している。

## 3. 情報環境の変化と医学情報

### (1) オンライン・ジャーナルの動向

### (2) Webによる文献検索

### (3) 各種デジタル製品の開発と普及

### (4) 医学分野各種サイトの充実

### (5) 図書館環境の整備

図書館にとって何より大きな変化は情報環境の変化である。デジタル化、ネットワーク化、国際化がこの2～3年ほどの間に急速に進んだ。このうち病院図書館に関係する上記の5点について述べたい。

オンラインジャーナルはこのところ急速にその数が増えてきた。当協議会加盟機関のうち、洋雑誌購読誌数の多い大阪府立母子保健医療センターでは、購読外国雑誌152誌のうち66誌、全体の約40%の雑誌にオンライン版があるようだ。全体的な評価をするには時期尚早であるが、プリント版と比べると多様な機能が付加されるなど利点も多く、早晚病院図書館でもオンライン版への対応が迫られることになろう。また、文献検索に関しても主なツールはほとんどWeb上で検索が可能になった。

デジタル技術を使って新しい商品も販売されている。たとえば、ProQuest（インターネット経由で配信される閲覧用Health関連186誌の全文データベース）、ADONIS（学術雑誌の論文がその場でコピーできる、CD-ROMによるドキュメントデリバリー／電子ジャーナルシステム）、MD Consult（米国の大手出版社を中心に医学情報 Service のために設立された会社でコンテンツ提供は約50社、Ref. Book, J Search, Practice Guideline, Patient Education, Drug Informationなど）等である。また、デジタル製品のみをリリースする傾向も最近よく見られ、雑誌記事の中にもWeb上でのみ発表されるelectronic pagesがある。デジタル化によって、図書館が今まで理念としてきた一つでも、どこでも、誰でも一情報にアクセスできることが現実のものとなりつつある。

病院でもイントラネットの構築などインフラ

整備が徐々に進んでおり、また医療医学分野のサイトも充実してきた。こうした情報環境の変化は病院図書館員にも新たな課題を投げかけており、デジタル時代の情報利用、著作権についてよく知ることが急務の一つである。

#### IV. 学術（医学）文献の特徴

- (1) 学術文献の著作権
- (2) 学術文献と一般著作物
- (3) 陳腐化と利用度
- (4) 引用度
- (5) 緊急性
- (6) 流通と複写

ここで、病院図書館が主として扱う学術（医学）文献の特徴について簡単に触れておきたい。

国内の学術文献の著作権は、医学分野では学・協会が持つ場合が多く、海外では学会あるいは学術出版社（商業的な学術出版社）が持つ場合が多いようである。著者は厳しいレフェリースystemをクリアし、論文掲載料を支払って論文を発表するが、多くの場合それによって何の金銭的な利益も得ることはない。また、言うまでもないことであるが、執筆料や印税により生計を立てているわけでもない。一般的に言って、学術文献の著者は、それがコピーであれ何であれ、自分の論文が読まれ、利用されることを名譽に思うものであり、情報の共有や相互参照は研究や職業上当然のことと考える。したがって、学術文献の著作権については、「著者の利益を保護する」という観点から見ると、複写の是非よりも、むしろ無断引用や不正確な引用、剽窃、内容の加工や変更、文献の利用目的、プライオリティーに関するなどが重要になる。学術文献に現行著作権法を適用する場合、著者の利益保護というよりも出版社の利益保護という意味合いが強いのではないかと、著作権の過度の制限は学術文献の流通に対する障害ではないかと考える。それが、医療・保健・福祉に関することであれば尚更である。

また、医学文献はその主題に関する新しい知見が出ると陳腐化する。これは、その文献が文献学的価値を失うということではなく、その時点での臨床的研究的意味をなくすということである。文献の利用度にもそれははっきりと現れていて、私の図書館の文献利用調査では利用される文献の約70%が過去5年間に出版されたもので、過去10年間で約85%となっている。著作物の生命という点ではかなり短い期間だという特徴がある。

また、文献や雑誌の価値、評価をきめる尺度として引用度が重要視されることも挙げておきたい。このためのツール—Science Citation Index、JCR (Journal Citation Index)—もよく利用されており、よく聞く雑誌のインパクトファクターなどはこれによっている。

その他、医学医療情報が他の科学情報と大きく異なるところは、緊急性が要求されること、生命や健康、人々の日々の暮らしに密接に関わる事柄を含んでいるため専門家のみならず一般の人の関心も高いことである。救急医療の充実、在宅医療が推進される中で、適切な情報を迅速に提供することがこれまでも増して求められているのである。

医療においては、学術文献は現場に应用されることによって生命を得る。また、引用され、参照されることによって医学は進歩し、新たな成果が生まれる。こうした情報の流通を担い支えてきたのが図書館の複写サービスであり、ドキュメントサプライヤーのサービスなのである。発行物の出版社在庫期限が短くなってきている昨今ではバックナンバーの入手も容易ではなくなった。情報流通における複写の持つ意味は以前にも増して大きくなっている。複写の是非は病院図書館にとっては機能そのものに関わる重要な事柄である。

#### V. 病院図書館と著作権

著作権法上、病院図書館は現在2病院を除いて所蔵資料の複写が認められていない。また、

職業上複写物を使用する際は、著作権者の許諾が必要となっている。しかし、病院においては、日々の診療、研究、教育に文献の利用は不可欠で、よりよい医療を行うために文献を調べること読むことは医療スタッフにとって職業上の義務、責務とも言える。現行著作権法にはこうした相互参照の必要性や現に活発に利用されている文献流通網などの現実との乖離がある。病院図書館の著作権法上の位置づけ一条件とその根拠一が明らかになるように望みたい、少なくとも図書館を開設し、司書を配備している病院図書館には相応の配慮をお願いしたいと考える。また、これに伴う義務についても具体的な指針を求めたい。さらに、マルチメディア、ネットワーク化、国際化などに対応するためには、病院図書館員や関係者への著作権に関する適正な教育指導が必要で、こうした機会が多く設けられるよう要望したい。

私たち病院図書館員は、いままで著作権法の理念と医学文献流通の理念に関して問題意識を持ちながらも、そのことにあえて触れないまま仕事に携わってきた。説明を受ける場も発言する場も持たなかった。著作権制定に関わる方たちには医療という現場、病院図書館の機能をよく理解していただき、合理的な文献の利用ができるよう支援と協力をお願いしたい。法整備にあたっては、実態をよく調査して妥当な運用がなされるよう希望したいと考える。

## 参考文献

- 1) 福井次矢：Evidence-based Medicine その基本概念と実際．ペインクリニック．1998；19(3)：429-436.
- 2) 久繁哲徳：根拠に基づく医療 EBMの有効性．あいみつく．2000；21(1)：15-20.
- 3) 川村孝，玉腰暁子，若井建志他：Evidence-Based Medicineとコクラン共同計画．日本公衆衛生雑誌．1999；46(6)：498-506.
- 4) 津谷喜一郎：コクラン共同計画 エビデンス・ベースド・メディシンの情報インフラストラクチャー．薬学図書館．1998；4(3)：264-271.
- 5) 名和小太郎：公共的アプリケーションの著作権．情報管理．1998；40(12)：1120-1130.
- 6) 岡本薫：「デジタル化」「ネットワーク化」と著作権．大学図書館研究．1997；(51)：1-8.5)
- 7) 前園主計：著作権法改正の最近の動向；1995年と1996年における専図協著作権委員会の意見具申の紹介．専門図書館．1996；(160)：90-97.
- 8) 前園主計：図書館資料の利用と著作権．図書館雑誌．2000；94(2)：88-90.